

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (がれき類の破碎施設)	大阪市大正区南恩加島 七丁目 1 番 113 及び 464 番 7	3,303.58 m ²	処理能力 1日あたり 400t

理 由

がれき類(コンクリートの破片及びアスファルト・コンクリートの破片)を破碎し、資源としての再生利用を推進するため、建築基準法第 51 条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可をしようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設		
位 置		大阪市大正区南恩加島七丁目 1 番 113 及び 464 番 7		
敷 地 面 積		3,303.58 m ²		
地 域 地 区		工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）、 臨港地区（工業港区）		
施 設 の 概 要	主 要 用 途		産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎施設）	
	建 築 物	建物用途	産業廃棄物処理施設（新築）	合 計
		建築面積	807.20 m ²	807.20 m ²
		延べ面積	807.20 m ²	807.20 m ²
		構造・階数	鉄骨造・平屋建	
	処 理 能 力		がれき類（コンクリートの破片及びアスファルト・コンクリートの破片） の破碎 ： 1 日あたり 400t	
	備 考		道路路盤材などの再生品として利用	

(5 頁～ 7 頁図面参照)